

情報通信審議会 郵政政策部会（第39回）議事録

1 日時 令和7年6月5日（木）10:00～10:40

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

東條 吉純（部会長）、荒牧 知子、桑津 浩太郎、甲田 恵子、
横田 純子（以上5名）

（2）専門委員（敬称略）

山内 弘隆（以上1名）

（3）総務省

＜情報流通行政局＞

牛山 智弘（郵政行政部長）

折笠 史典（郵政行政部 郵便課長）

柳迫 泰宏（郵政行政部 信書便事業課長）

（4）事務局

片山 寅真（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

議決案件

「郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の
在り方」について

【令和6年6月24日付け諮問第1239号】

開 会

- 東條部会長 ただいまから、情報通信審議会第39回郵政政策部会を開催いたします。
- 本日は、ウェブ会議にて会議を開催しております。現在、委員6名中5名が出席し、定足数を満たしております。

議 題

議決案件

- 「郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方」について
【令和6年6月24日付け諮問第1239号】

- 東條部会長 本日は、「郵政事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方」について、郵便料金政策委員会の山内主査、総務省から御説明をお願いいたします。
- 山内主査 本件につきましては、郵便料金政策委員会において検討を進めてきたところであります。本日は、当委員会の主査である私から委員会における検討の結果を御報告させていただきます。

まず、経緯でございますけれども、本件は2024年6月24日、総務大臣から情報通信審議会に対しまして、「郵便事業を取り巻く経営環境の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方」について諮問がなされたことを受けまして、情報通信審議会郵政政策部会の下に新たに郵便料金政策委員会を設置いたしまして、多様な関係者からヒアリングを行いつつ、郵便事業を取り巻く経営環境が変化する中での郵便料金に係る制度の在り方、これを11回にわたり議論を重ねてまいったところであります。その結果については、お手元の資料39-1-1のとおり、報告書として取りまとめたところであります。

お手元の資料の目次を御覧ください。まず第1章では、検討の背景として、郵便事業を取り巻く環境の変化、郵便事業の現状と郵便料金の改定等について整理しております。

第2章では、郵便事業を取り巻く経営環境等が変化する中での郵便料金に係る制度の在り方、透明性、適正性のある郵便料金の算定の在り方、一般信書便役務に関する料金規制の在り方、それぞれに関して考えられる論点を整理いたしまして、各論点に対する方向性について議論した結果を取りまとめております。

第3章では、郵便料金に係る制度の在り方以外の議論と、それを踏まえた郵便事業に係る今後の検討課題等について整理しているところであります。

以上が目次の御説明であります。報告書の詳細については委員会事務局から御説明

いただきたいと思います。

○折笠郵便課長 今、山内主査から御説明がありました郵便料金政策委員会の報告書につきまして、詳細を御説明させていただきます。報告書でございますけれども、39-1-2の概要に基づきまして御説明をさせていただければと思います。

1ページを御覧ください。こちらは、郵便料金政策委員会の概要でございます。今ほど山内主査からの御説明にもございましたように、中段左側の検討項目につきまして、下段の開催状況の形で全11回の委員会を開催いたしまして、先月30日に報告書の取りまとめを行っております。

2ページ以降が第1章ということで、検討の背景についてでございます。

3ページを御覧ください。こちらは、郵便事業を取り巻く環境の変化の主なものでございます。まず、左上でございますけれども、我が国の人口は減少が続いており、今後も減少傾向は継続する見込みでございます。

また、右側でございますが、デジタル化の進展ということでインターネットの普及率が増加していること、また、インターネットやSNSの用途は知人とのコミュニケーションの割合が高く、これらが郵便に代わるコミュニケーション手段として活用されていること、それから、左下でございますけれども、近年、エネルギー価格等を含め幅広く物価が上昇傾向にあることを記載しております。

4ページを御覧ください。こちらは、今申し上げましたような社会的な背景を踏まえた郵便事業の現状でございます。まず、左でございますけれども、人口減少、デジタル化の進展などによりまして、郵便物数は2001年度のピーク時から昨年度の段階で約52%減少しておりまして、通数で申し上げますと約125億通となっているということでございます。

また、その下のグラフでございますけれども、郵便物数が減少している一方で、世帯数の増加などによりまして配達箇所数は横ばいとなっております。現時点におきましては、毎日固定の配達ルート維持が必要であるという状況ですので、1か所当たりの配達物数は減少いたしまして、配達効率は悪化しております。

右側でございますが、郵便事業は営業費用の約75%を人件費が占める労働集約的な事業でございます。人件費の上昇というものが収支に大きく影響してまいります。

下のグラフでございますけれども、国全体の賃上げ、それから労働需給の逼迫などの影響によりまして、近年、正社員、時給制社員ともに日本郵便の社員の賃金は上昇傾向にあるということを記載しております。

5ページを御覧ください。こちらは、昨年の郵便料金改定から本件の諮問に至る経緯でございます。まず、上段でございますけれども、日本郵便では機械化など費用削減の取組を進めてきたところでございますが、郵便物数の減少などの影響もありまして郵便事業の収支は厳しい状況でございます。具体的には、右側の表にございますように、令和4年度に民営化以降初めて郵便事業の収支が赤字となりまして、翌年度につきましてはさら

に赤字幅が拡大しております。

下段に参りまして、こうした状況を踏まえまして、昨年6月に定形郵便物の料金の上限額を定める総務省令の改正を行いました。同年10月には、消費税増税に伴うものを除きますとおよ30年ぶりとなる郵便料金の全面的な改定が行われたところでございます。3ポツでございますけれども、ただし、この改定というものが最小限の値上げ幅で行いましたことから、右下のグラフにございますように、郵便事業の収支は今年度には一旦黒字化する見通しでございますけれども、来年度以降は再び赤字となりまして、赤字幅も年々拡大していく見込みでございます。

左下でございますけれども、こうした状況を踏まえまして、国民生活、経済活動にとって郵便は引き続き重要なものであるということで、郵便サービスの安定的な提供を確保するという観点から、環境変化を踏まえた郵便料金制度の在り方について諮問をさせていただき、御検討いただいていたところでございます。

6ページを御覧ください。6ページからが第2章ということで、郵便料金に係る制度の在り方について委員会で御議論いただいた各論点に関して、検討内容と方向性をまとめたものとなっております。

7ページを御覧ください。大きな論点の1つ目ということで、郵便事業における収支相償についてでございます。まず、現状と課題でございまして、現行の郵便法第3条におきましては、いわゆる郵便事業における収支相償を規定しております。仮に、現行の料金では能率的な経営の下においても適正な原価を償い、適正な利潤を含むことが困難となる場合につきましては、法律上郵便料金の値上げが求められるという制度となっております。このため、昨今の郵便事業の状況を踏まえますと、今後短期間に度々の郵便料金の値上げが法律上必要になってくる可能性があるという状況でございます。

中段の左側を御覧ください。収支相償の見直しの必要性についての検討でございます。多様な通信手段も普及する中で、郵便料金の値上げというものが郵便物数の減少幅の一層の拡大につながりまして、かえって郵便事業の収支にマイナスの影響を与えるという負のスパイラルに陥る可能性があります。また、収支相償の規定が設けられた元々の趣旨を枠囲いに書いておりますけれども、ア) 収支を度外視した過度に低廉な料金の設定を防止すること、それから、イ) 不当に高額な郵便料金の設定や郵便の収益を競争領域の他事業に内部補助することで、当該他事業の公正な競争を阻害することを防止するということとございまして、その下にありますように、現時点におきましては、過度に低廉な料金の設定や郵便の収益による他事業への内部補助というのは、いずれも想定し難い状況にあると考えております。

このため、下段の方向性の1パラでございまして、郵便事業における収支相償の規定の見直しを行い、日本郵便が会社全体の経営状況への影響などを考慮した上で料金改定の可否を判断できるようにするなど、日本郵便の経営判断の余地を拡大する方向で検討を行うことが望ましいとしております。

中段の右側に行っていただきまして、委員会での御議論の中におきまして、郵便以外の事業の収益も含めて郵便を支えていくことに関する御意見もございまして、この点の検討でございます。まず、この点につきましては、今申し上げましたように、郵便事業における収支相償の規定を見直しまして、日本郵便の経営判断の余地を拡大するということによりまして、一定程度、実現可能になると考えております。他方で、枠の下の部分でございすけれども、例えば郵便以外の事業も含めた収支相償を規定するということによりまして、郵便事業の赤字を強制的に他の事業の収益で補填するといったような制度も考えられますが、このような制度を導入いたしますと、荷物事業などの競争市場における公正競争、それから日本郵便の全体の経営にも大きな影響を及ぼすおそれがあるというふうに考えております。また、郵便法は郵便以外の事業に何ら規律を及ぼすような法体系となっておりませんので、郵便以外の事業の収支も含めて郵便料金の適切性を判断するということは、郵便法の趣旨から見ても適切ではないのではないかと考えているところでございます。

このため、方向性の2パラでございすけれども、郵便以外の事業の収支も含めた収支相償とするのではなく、郵便事業の原価及び利潤に基づいて郵便料金の適正性を判断する制度とすることが望ましいとしております。

8ページを御覧ください。大きな論点の2つ目ということで、料金に係る規制等ございまして、このページでは特に25グラム以下の定形郵便物に関する上限料金規制について記載をしております。まず、現状と課題でございます。郵便料金の設定は、原則、届出制とされておりますが、25グラム以下の定形郵便物の料金の上限額は総務省令で定めることとされております。ただし、この上限額の設定に関する郵便法の規定は非常に定性的でございまして、また、それを受けた具体の算定の考え方も明確になっていないという実態がございす。このため、日本郵便が環境の変化等を踏まえて料金の改定を行いたいという場合につきましては、まずは総務省令の改正が必要になりまして、これに一定の時間を要しているということで、会社側での主体的、機動的な対応が困難であるという状況がございす。

中段に参ります。まず、この点につきまして、ヒアリング事業者等からも、段階的小幅な値上げを可能とするような料金制度の柔軟化に関する御意見などもいただいております。そういった点も踏まえまして、より主体的、機動的に対応可能な制度へ見直していくという方向性で検討を行うことが適切であるというふうに考えております。その一方で、利用者保護等の観点から、不当に高額な郵便料金の設定防止のため、引き続き上限料金について一定の規制は維持することが必要と考えているところでございす。

2ポツでございすけれども、具体的な上限料金規制の在り方についてでございす。が、他の公共料金制度、それから諸外国の郵便料金制度などを踏まえまして、委員会におきましてはプライスキャップ制度と上限認可制度を中心に検討を行いました。中段の表が両制度の比較でございすけれども、委員会におきましては、利用者の保護、手続の実

効性確保などの観点から、上限認可制度のほうがより望ましいのではないかという方向性が示されまして、特段の御異論はなかったところでございます。

下段の方向性に参りまして、これらを踏まえて、方向性といましては、不当に高額な郵便料金の設定の防止の観点から、料金の上限額に一定の規制を課す仕組みは維持しつつ、日本郵便がより主体的、機動的に対応可能とするため、例えば上限認可制度のような日本郵便の発意に基づいて上限料金設定の手続を行う制度の導入を検討することが望ましいとしております。

9 ページを御覧ください。料金に係る規制等の続きでございまして、特に定形郵便物以外の郵便料金に係る規制についてのページでございます。まず、現状と課題でございます。定形郵便物以外で申し上げますと、郵便書簡及び通常葉書、第三種・第四種郵便物について、郵便法で料金の上限に関する規制が定められております。このうち、郵便書簡及び通常葉書につきましては料金の設定は届出制、第三種・第四種郵便物については認可制とされておりまして、これら以外の郵便物につきましては、料金は届出制で、上限に係る規制も特段ないというのが現行の郵便法の体系となっております。

また、2 ポツでございますけれども、郵便法では料金に関連する規定ということで、総務大臣による料金等の変更命令でありますとか、料金の上限額を決める際の審議会への諮問などが定められております。

中段に参りまして、元々定形郵便物でありますとか郵便書簡・通常葉書といった軽量の信書について上限規制を設けた趣旨というものは、これらが当時の利用の大宗、約8割を占めているということ、それから、その中でも葉書が約4割を占めているということで、国民生活に重要な役割を果たしているということで上限規制が課されたものでございます。この点につきましては、右側の表にもございますように、今日におきましても軽量の信書の割合が約8割、葉書は約4割を占めているということで、いずれも規制が設けられた当時から大きな状況変化はないというふうに考えております。

また、2 パラでございますけれども、第三種・第四種郵便物につきましては、現在認可制とされております。これを仮に、今回、定形郵便物について導入を検討しておりますのと同じように上限認可制度を導入するといまして、上限認可に加えて料金属届出ということになりまして、かえって手続が煩雑になるということでもありますとか、第三種・第四種郵便物を認可制とした趣旨というものが、優れて国の政策判断に委ねられる事項であるという点を考えますと、第三種・第四種郵便物に関する十分なデータ等の検証が行われていない現時点におきまして、国の政策判断を不要とする制度変更を行うことは適当ではないというふうに考えているところでございます。

さらに、その他の郵便物でございまして、こちらにつきましては見直しが必要な特段の状況変化はないというふうに考えております。

下段の1 パラの方向性でございまして、こういった検討を踏まえまして、郵便書簡・通常葉書、それから第三種・第四種郵便物、その他の郵便物に関する料金の規制につ

きましては、現行制度を据え置くことが望ましいということの方角性としております。

前後して恐縮ですけれども、中段の3ポツに戻っていただきまして、料金の変更命令についてでございます。こちらは、引き続き社会経済状況の変化に対応するために必要性があるというふうに思っておりますことと、今後上限認可制度のような日本郵便の発意で上限料金を設定する制度を導入する場合につきましては、当該上限額の変更命令についても検討が必要であると考えております。

4ポツですが、さらに委員会における御議論の中でも、郵便料金設定手続の透明性の確保という観点から、データの検証などがしっかりできるような体制も含めて検討が必要であるといったような御意見もいただいております。

方向性の2パラでございますけれども、これらの検討も踏まえまして、まずは上限認可制度等の導入の検討の際には、当該上限料金の変更命令についても検討するということ。それから、手続の透明性確保の観点から上限料金の設定の手続について審議会への諮問を必要とする方向で検討すること。さらに、その際には運用等についても検討することが望ましいということとしております。

10ページを御覧ください。大きな論点の3つ目ということで、透明性・適正性のある郵便料金の算定の在り方、具体的には算定基準等の策定についてでございます。まず、現状と課題でございますけれども、25グラム以下の定形郵便物の料金の上限額につきましては総務省令で定めることとされておりますが、その具体的な算定の考え方は、現在は明確にされていないという状況でございます。昨年の郵便料金改定の際に付議しました物価問題に関する関係閣僚会議等におきましても、郵便料金制度の見直しの検討結果を踏まえて算定基準等を作成・公表するようということが求められているところでございます。また、鉄道の旅客運賃等でありますとか電気の規制料金などの他の公共料金制度におきましても、あらかじめ作成・公表された算定基準等に基づきまして認可等が行われておりまして、郵便事業についても、今後上限認可制度などを導入する際には当該上限料金に関する算定基準等を定めまして、あらかじめ公表しておく必要があるというふうに考えております。

中段の方向性でございます。まず、算定基準等の策定に関する今後の検討の進め方について、白地の部分に記載をしております。算定基準等の検討に当たりましては、このページから次ページに記載しておりますような非常に多くの論点があるということと、なおかつ郵便事業の実態、それから特殊性を踏まえた具体的な検討が必要であると考えられることから、料金政策委員会において御議論をいただきました、以下のそれぞれの論点、留意点などを踏まえまして、今後総務省において専門家等の参画を得ながら具体的な算定基準等の検討の場を設けて議論を行うことが望ましいとしております。また、その際には郵便事業の実態や特殊性等について分析を行った上で、基準のフィージビリティも含めて精査する必要があるとしております。

その上で、黄色の枠以降が算定基準等に関する具体的な項目ごとの論点ですとか留意

点、方向性などを記載しておりますので、順次御説明をさせていただきます。まず、黄色の枠の左側でございますけれども、算定基準等の検討の方向性についてでございます。現状としては、郵便料金については個別の役務の収支で料金の適正性を判断することが妥当ではないものもございますため、従来から総括原価方式が採用されております。また、今回上限料金の算定基準等を作成するに当たっては、現行制度が総括原価方式を採用しているということでありまして、定形郵便物の上限料金をできるだけ低く抑える必要があること、また、ポストに投函する商品もございますので、そういった商品も含めて郵便物の種別や重量ごとに郵便物数や費用などを切り分けることは困難であるといったような点なども考慮したところ、右側でございますけれども、算定基準等の作成に当たっては、現在の郵便料金設定の考え方と同様に総括原価方式を採用することが望ましいとしております。その際には、25グラム以下の定形郵便物を他の郵便物よりも低廉にする点について、算定基準等に明記することも含めて検討が必要であるということも記載をしております。

青枠に行っていただきまして、この青い部分が適正な原価についてでございます。まず、青の1つ目の箱でございますけれども、現状といたしまして、日本郵便は郵便法に基づき郵便事業の収支等を毎年算定、公表しておりまして、その際には活動基準原価計算（ABC）に基づきまして費用の整理を行っております。この考え方自体には一定の合理性があるというふうに認められることから、算定基準等における原価の算定方法を検討するに当たりましては、現行の郵便事業収支等の計算方法をベースに検討を行うことが望ましいとしております。

青の2つ目の枠でございますけれども、その上で、現行の郵便事業の収支等の算定に当たりましては、日本郵便は発生した原価を郵便と荷物に整理するに当たりまして、作業工程別に物数比でありますとか体積比といったようなコストドライバーによって按分を行っております。この点、郵便と荷物で大きさが異なりますので、どのコストドライバーを用いるのかによって按分結果に差異が生じるという可能性もございます。

このため、右側でございますけれども、現行の計算方法をベースにしつつも、算定基準等への反映に当たりましては、見直すべき点がないかということを改めて検討することが必要であると考えておりまして、特にコストドライバーについては、実態等も踏まえてその妥当性を検討することで、透明性や説得力のある基準とすることが望ましいとしております。

11ページを御覧ください。適正な原価の続きでございます。人件費や物価の上昇等の反映についてでございます。まず、原価の算定に当たりまして、合理的に説明が可能な範囲で人件費等の上昇を適切に反映する必要があるという点につきましては、委員会においても意見が一致していたところでございます。

また、他の公共料金を見ますと、人件費等の上昇等の反映に関しまして、複数年にわたる原価の算定期間の設定でありますとか、実績だけではなくて公的な統計データを活用

する方向での見直しなども行われているところでございます。このため、郵便の原価の算定に当たりましても、合理的に説明可能な範囲で人件費等の上昇を原価に反映するということといたしまして、そのために原価の算定期間は将来にわたる一定の幅を持った期間とすることが望ましいとしております。また、公的統計データの活用の可能性でありますとか、DXによる影響なども含めて検討を行うことが必要であるとしております。

青の2つ目の枠でございますけれども、経営効率化の反映についてでございます。まず、上限認可制度につきましては、プライスカップ制度と比較しますと効率化努力のインセンティブが働きにくいというデメリットがあるということで、不必要な値上げを抑制するための仕組みについても併せて検討が必要であると考えております。この点、鉄道や電気といった他の公共料金におきましては、ヤードスティック方式でありますとか効率化係数などの仕組みによりまして査定を行い、効率化を図っております。

右側でございます。郵便事業につきましては、まず算定基準等において一定の効率化を促す仕組みを組み込むことが望ましいとした上で、例えば郵便の場合ですと、同業他社がないといったような特殊性がございますので、そういった特殊性を踏まえると他の公共料金の仕組みをそのまま適用することが難しいのではといったような御意見もいただいていることも踏まえまして、他の公共料金等の例も参考に、郵便事業の実態や特殊性等を踏まえ、実効性も加味した上での検討が必要であるとしております。

それから、緑の枠が適正な利潤についてでございます。まず、左側ですけれども、継続的な事業の実施のためには円滑な事業運営に必要な資金の調達コストを料金から回収することが不可欠でありまして、このため、鉄道や電気におきましてはレートベース方式による「適正な利潤」（事業報酬）を算定しております。

また、郵便につきましては、鉄道や電気よりも労働集約的な事業であることでありますとか、日本郵便の株式は全株が法律上日本郵政に保有が義務づけられているといったような特殊性がございますので、こういった点を勘案する必要がございます。

さらに、委員会における議論におきまして、利潤という言葉が誤解を招くことがないようにする必要があるといったような御指摘もありました。適正な利潤というのは、事業継続に必要な資金調達コストの範囲内で算定されるものであって、過剰な利益を許容する趣旨ではないという点について理解を得ていくことが必要であるというふうに考えております。

こういった点を踏まえまして、右側でございます。まず、郵便料金の算定に当たっては、「適正な原価」に加えて、「適正な利潤」を基に算定を行うことが妥当としております。そして、この「適正な利潤」につきましては、事業運営に必要な資金調達コストを賄うという趣旨の下、レートベース方式を基本としつつ適切な方式を検討することが望ましいとしております。特に、その具体的な算定方法の検討に当たりましては、郵便事業の実態や特殊性、設備投資や研究開発の必要性なども踏まえ、その算定方法の実効性を加味することが必要としております。さらに、「適正な利潤」について正しく理解を得るという観

点から、「適正な利潤」の考え方やその算定方法を算定基準等において明確にした上で、実際に算定する過程につきましても一定程度示していくことが望ましいとしております。

最後、紫の枠が将来の需要予測についてでございます。将来の需要予測は郵便事業の収入、それから原価の算定結果に大きく影響するものでございますので、料金改定による影響なども含めてその正確性を確保するということは重要でございます。このため、需要予測の精度の向上を図るとともに、算定基準等において将来の需要予測の考え方などを反映することが望ましいと考えているところでございます。

12ページに行っていただきまして、大きな論点の4つ目、一般信書便役務に関する料金規制の在り方についてでございます。まず、現状と課題ですが、一般信書便役務の料金については原則事前届出制とされておりますけれども、25グラム以下の定形郵便物に相当する信書便物につきましては郵便法と同様の規定が設けられておりまして、総務省令で上限額を設定することとされております。現在、定形郵便物と同額の上限額が省令で定められているという状況でございます。今回、25グラム以下の定形郵便物の上限規制につきまして、先ほど申し上げましたように総括原価方式による主体性・機動性を高める仕組みに見直すこととする場合につきましては、信書便の上限規制についても見直しが必要になってまいります。

中段の考え方を御覧ください。まず、一般信書便事業者が、採算性の低い定形郵便物に相当する信書便物について、実質的な役務提供回避につながるような料金を設定し、もって郵便のユニバーサルサービスに支障が生じることを防止する必要があるとございます。また、仮に当該信書便物の料金につきまして、日本郵便と同様の総括原価方式に基づく制度に見直した場合につきましては、コスト構造の違いから日本郵便と信書便事業者との間で上限額が異なってくることとなりまして、結果として郵便のユニバーサルサービス確保に支障が生じることを許容するおそれもございます。

このため、下段の方向性でございますけれども、日本郵便に対する上限料金規制の見直しも踏まえ、一般信書便事業者が郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障を及ぼす料金設定をしないよう、引き続き一定の規律が必要としております。

13ページ以降が今後検討すべき事項等ということで、14ページを御覧ください。委員会における御議論の中で、構成員の皆様、ヒアリング事業者等の皆様から、郵便料金に係る制度の在り方にとどまらず、今後の郵便サービスの在り方ですとか郵便ネットワークの維持方策などに関する御意見などもいただいたところでございます。主な御意見の概要は、ざっくりと中段の表に書かせていただいております。これらの御意見に関する整理といたしましては、今回の委員会の直接的な検討事項は郵便料金に係る制度についてでございます。この範囲を超えるということで、委員会におきましては具体的な方向性の議論の対象とはいたしませんでした。ただし、今後、安定的・持続的な郵便事業の確保を図る上で、このような多角的な観点から中長期的な展望も視野に入れた郵便事業の在り方等の検討を行うことが必要であるというふうに考えております。

また、意見の下の部分にありますように、日本郵便の個別具体のサービスですとか料金割引に関する御意見というのもいただいております、こちらにつきましては、一義的には日本郵便において検討することが望ましいものであるということと考えております。

下段の郵便事業に係る今後の検討課題等に参りまして、郵便事業を取り巻く環境変化を踏まえ、利用者ニーズを踏まえた郵便サービスの在り方、今後の郵便ネットワークの維持に向けた課題及びその対応点等の観点から、持続可能な郵便事業の在り方について、今後総務省において専門家等の参画も得ながら、利用者等の意見も聴取しつつ検討を行うことが望ましいということを報告書において明記する形で、今後の検討課題とさせていただきます。

○東條部会長 それでは、ただいまの御説明について、委員の皆様より御意見、御質問等がございましたら、チャット機能にてお申し出いただければと思います。桑津委員、お願いします。

○桑津委員 非常に広範囲の報告の内容を的確にまとめていただきまして、現状は非常に課題が山積みであるということが理解できました。ありがとうございます。

環境が非常に厳しくなっているというのは、私が委員になった以前からですが、ずっと言われてきたことで、商品性の見直しでありますとか料金の見直しといったものをやってきた中で、今後この厳しい状況下の中でより日本郵便の方々に創意工夫とか合理化を進めていただきたい。そのためには、その成果を還元する意味もあって、自由度を高めていくという流れは非常に的確だなというふうに思います。ただ、御指摘のように、その過程で透明性とか基準性の議論が必要だと、上限認可はそういう話だと理解しております。ですので、この辺りまでの話の流れは非常にクリアで、私も全く同意するところです。

一方で、やはり国民の認識といいますか、時間軸の議論がやはりもう出てきたなど。今回、一番後ろの方で御説明いただいた今後の課題というのが結構たくさんあるなということで、ある意味これに対しても早い段階で取り組むと。今回の取組がそこにつながっているのだという絵図面を示さないと、小出しにしていると、後手に回っているのではないかというような印象をあまり国民の方に持たれてしまって御不安になるということを私は非常に懸念しております。あまり不適切な例で本当に申し訳ありませんが、ある意味お米みたいなわけにはいかないですし、古古米もありませんので、理解を得るようなものを短期的に許してもらってという、そのようなものはないと思っております、厳しいとは思いますが、時間と競争しているということと、理解を得るために批判は多いと思いますが、早めに関示、まさにパブリックコメント等をお願いする必要があるのかなというふうに思います。

私自身は、パブリックコメントとか、そういう関連の活動も参加しておりますが、今回の内容は非常に広範囲ですので、恐らくお米のときと同じぐらいに、立場も違えばスタンスも違うし、理解も違う人から、短期、中期、長期、個別サービス、自分の都合みたいな

ものが大量に押し寄せてくると思います。そのような面で、事務局の方には大変なお仕事になると思いますが、あえてそれでも時間との競争的なことと、文句は言われるでしょうけれども理解は得ておかないと、相当後手に回った感とかやっていない感というのを得てしまうと、かえってまた今のよい取組に理解を得ることが逆風になってしまうということを非常に心配しております。

ということで、大きな流れはまさに的確に必要な方向だと思いますので、若干、時間との競争と国民の理解を得るところに、もう当然だと思うのですが、改めまして御配慮、御注意のほどをお願いできればなと思いました。

○東條部会長 ありがとうございました。非常に重要な御指摘だと思います。事務局からコメントはありますか。

○折笠郵便課長 おっしゃるとおり、今後の郵便サービスの在り方等についての検討が必要であるというところは非常に時間的にも検討が今必要になってきているというふうに思っておりまして、今後しっかりと議論してまいりたいと思っております。

また、その検討の際には、先生におっしゃっていただきましたように、パブコメなども含めまして多様な関係者の方の御意見を聞きながら、国民の皆様の御理解を得る検討が進められるようにということで取り組んでまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○東條部会長 ありがとうございました。横田委員、お願いします。

○横田委員 方向性に関しては、私からは何も、よろしいかなと思っておりますが、1点教えていただきたいです。算定の在り方のところで、25グラムとか50グラムという基準値があると思いますが、そもそも25グラムはどこから来ているのでしょうか。私はなるべく郵便を使うようにしていますが、請求書1枚を、最近ですとやはりそのまま折って入れないで、クリアファイルに入れてお送りしていますが、クリアファイルを使うと25グラムを超えてしまいます。25グラムは何が使えるのかと思ひまして、今いろいろなことが変わっていく中で、言ってしまうとそもそも論というところも見直す時期なのではないかなと思います。25グラムとか、その基準のところもできれば御検討いただけたほうがよいのかなと思ひましたが、そもそも25グラムは何から来ているのでしょうか。

○折笠郵便課長 この25グラムと申し上げますのが、今の郵便法の規定におきまして一番ベーシックな封書のサービスということで、重さが25グラム以下の定形の郵便物に限って上限規制が定められているという状況になっておりまして、25グラムということで切っております。

ただ、先生がおっしゃいますように、時代が変わってくる中での利用の在り方というものも多様になってきているかと思ひますので、今後の検討課題のところにあります利用者のニーズに合ったサービスの在り方という点につきましては、まさにそういった点も含めて今後議論していく必要があるのかなと思ひているところでございます。

○横田委員 補足でお話しさせていただくと、25グラムの重さ自体を一般の人が分かっていません。持ったときにこれは25グラム、50グラムというのが分からないので、切手を自分で貼って判断して投函ができません。そうすると、やはり窓口に行かなければいけないことになり言ってしまうと直感で110円で行けるなと思ったら足りず先方に追加負担がかかってしまうかもという不安がつきまといます。重さでなく封書サイズにする等、見た目で分かりやすくすると、もっと出しやすいと思います。そのようなところも、ぜひとも御検討いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○折笠郵便課長 御指摘いただいた点も含めて、また日本郵便とも連携しながら検討してまいります。ありがとうございます。

○東條部会長 ありがとうございます。

他に特に御意見、御質問等がないようでしたら、定足数も満たしておりますので、ただいまの御説明を了承し、資料39-1-1、郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方報告書を本部会の答申案とし、この答申案について広く国民の皆様から御意見を募集することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。御異議がある場合は、チャット機能でお申し出ください。

○横田委員 異議はありません。

○東條部会長 ありがとうございます。

それでは、本案について意見募集することとし、意見募集の期間及び手続等については、事務局に一任いたします。よろしく願いいたします。

○折笠郵便課長 ありがとうございます。

閉 会

○東條部会長 本件は議題1件ですので、以上で本日の議題は終了いたしました。

委員の皆様から、最後に何かございますか。

事務局からは、何かございますか。

○片山総合通信管理室長 事務局からは特にございません。

○東條部会長 それでは、本日の会議を終了いたします。

なお、次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局より御連絡差し上げます。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。